



2023年1月24日

各 位

会 社 名 アサヒ衛陶株式会社
代 表 者 名 代表取締役会長 星野 和也
兼社長
(コード 5341 東証スタンダード市場)
問 合 せ 先 経営企画本部 町田 英彦
法務 IR 部長
T E L (06)7777-2067

会社分割（新設分割）による持株会社体制への移行及び商号変更 並びに定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社分割による持株会社体制への移行及び商号変更並びに定款の一部変更について、2023年2月27日開催予定の第72回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」という）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

これに伴い、当社は、本定時株主総会の承認を条件として、2023年6月1日付で「ASAHIETO ホールディングス株式会社」へと商号変更し、持株会社として引き続き上場を維持する予定であるとともに、2023年6月1日付けで、当社が営む衛生機器事業及び洗面機器関連商品の販売事業（以下、「本件事業」という）を、会社分割（新設分割）により、当社の100%子会社となるアサヒ衛陶株式会社に承継させることを予定しております。

なお、当該会社分割（新設分割）は、完全子会社を対象とする単独新設分割であるため、開示事項・内容を一部省略しております。

記

1. 組織再編について

1. 会社分割による持株会社体制への移行の目的

当社グループは、2019年に策定した中期経営計画がコロナ禍により、その実現性につき、見通しが立たない状況であったため、2022年6月10日にお知らせしたように、『住宅設備メーカー企業から「住まいと暮らし」創造企業グループへ』と住宅設備機器製造事業から派生する事業を事業多様化戦略により展開し、より幅広く、より多くの方々に、より良い「住まいと暮らし」を提供することの出来る企業体へと転換を図ることといたしました。

今後の当社グループの成長加速及び事業拡大並びに、より強固な経営基盤の構築を実現するための経営体制として持株会社体制へ移行することが最適であると判断いたしました。

新体制への移行を通じて、当社は持株会社としてグループの持続的成長と企業価値向上のため、グループ各社の経営執行に対する支援と監督機能を担い、グループ全体の事業拡大と収益改善に向けた取り組みを行ってまいります。

2. 当該組織再編の要旨

(1) 当該組織再編の日程

分割決議取締役会	2023年2月27日(予定)
分割承認株主総会	2023年2月27日(予定)
分割の効力発生日	2023年6月1日(予定)

(2) 当該組織再編の方式

当社を分割会社とし、アサヒ衛陶株式会社を新設分割設立会社とする新設分割です。

(3) 当該組織再編に係る割当の内容

本新設分割の対価として、アサヒ衛陶株式会社は、普通株式200株を発行し、そのすべてを分割会社である当社に交付します。

(4) 当該組織再編に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

該当事項はありません。

(5) 会社分割により増減する資本金

本新設分割による当社の資本金の増減はありません。

(6) 承継会社が承継する権利義務

アサヒ衛陶株式会社は、本件事業に属する資産、負債及び契約上の地位等の権利義務のうち、新設分割計画書において定めるものを承継します。

(7) 債務履行の見込み

本新設分割において、当社及びアサヒ衛陶株式会社が負担すべき債務の履行の見込みに問題はないものと判断しております。なお、本新設分割に伴う債務の継承は、重畳的債務引受の方法によるものとなります。

3. 当該組織再編の当事会社の概要

	分割会社 (2022年11月30日時点)	新設分割設立会社 (2023年6月1日設立予定)
(1) 商号	ASAHI EITOホールディングス株式会社	アサヒ衛陶株式会社
(2) 所在地	大阪市中央区常盤町一丁目3番8号	大阪市中央区常盤町一丁目3番8号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 星野 和也	代表取締役 星野 和也
(4) 事業内容	グループ会社の経営管理	衛生機器事業及び洗面機器事業
(5) 資本金	1,970百万円	10百万円
(6) 設立年月日	1950年12月20日	2023年6月1日
(7) 発行済株式数	3,693,900株	200株
(8) 決算期	11月30日	11月30日
(9) 大株主及び持株比率	カントリーガーデン・ジャパン株式会社 6.2% 日本証券金融株式会社 5.22% 金井和彦 3.54% 星野和也 3.19% BANK JULIUS BAER AND CO. LTD. 3.02%	ASAHI EITOホールディングス株式会社 100%

経営成績及び財政状態

決算期	ASAHI EITOホールディングス株式会社	
	2022年 11月期(連結)	2022 年 11月期(単体)
純資産額	1,210 百万円	1,202 百万円
総資産額	2,072 百万円	1,928 百万円
1株当たり純資産額	321 円 75 銭	323 円 76 銭
売上高	2,282 百万円	1,800 百万円
営業利益(△は損失)	△188 百万円	△126 百万円
経常利益(△は損失)	△158 百万円	△173 百万円
親会社株主に帰属する 当期純利益(△は損失)	△163 百万円	△193 百万円
1株当たり当期純利益 (△は損失)	△49 円 46 銭	△58 円 47 銭

4. 分割する事業分門の概要

(1) 分割する部門の事業内容

衛生機器事業及び洗面機器事業

(2) 分割又は承継する部門の経営成績

分割事業部門 (2022 年 11 月期)

売上高 1,800 百万円

営業利益 △126 百万円

経常利益 △173 百万円

(3) 分割又は承継する資産、負債の項目及び金額

資産 負債

項目 帳簿価額 項目 帳簿価額

流動資産 1,474 百万円 流動負債 456 百万円

固定資産 539 百万円 固定負債 353 百万円

合計 2,014 百万円 合計 810 百万円

(注) 分割事業部門の資産・負債の項目及び金額は、2022 年 11 月 30 日現在の貸借対照表を基準に算出しており、実際に分割する金額は、上記金額と異なる可能性があります。

5. 当該組織再編後の状況

本分割後の当社の所在地、代表者の役職、氏名、資本金及び決算期に変更はありません。

なお、当社の名称については「Ⅱ. 定款の一部変更について」に記載のとおり、本定時株主総会の承認を条件として、2023 年 6 月 1 日付で「アサヒ衛陶グループホールディングス株式会社」へと商号変更し、事業の目的を持株会社体制への移行に必要な形に変更を行う予定であります。なお、これらの変更は、当社グループが事業多様化戦略により展開し、より幅広く、より多くの方々に、より良い「住まいと暮らし」を提供することの出来る企業体へと転換を図るために必要であると考えております。

6. 今後の見通し

分割会社(当社)は、持株会社として引き続き上場を維持する予定です。なお、承継会社は、当社の完全子会社であるため、本件分割が当社の連結業績に与える影響は軽微です。

今後、開示すべき事項が生じた場合には、速やかに公表いたします。

I. 定款の一部変更について

1. 定款変更の理由

本会社分割(新設分割)により当社が持株会社へ移行することに伴い、2023年6月1日(予定)をもって商号及び目的、その他の変更を行うものであります。

また、将来の事業拡大に備えた機動的な資本政策の実行を可能とするため、発行可能株式総数を変更するものであります。

なお、本定款の一部変更は、2023年2月27日開催予定の定時株主総会において本議案が承認されることを条件としております。

2. 商号変更後の商号

ASAHI EITOホールディングス株式会社(英文名:ASAHI EITO HOLDINGS CO.,LTD.)

3. 定款一部変更の内容

定款一部変更の内容は以下のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現行定款	変更案
(商号) 第1条 当社は、アサヒ衛陶株式会社と称する。 英文では、ASAHI EITO CO. , LTD. と表示する。	(商号) 第1条 当社は、ASAHI EITO ホールディングス株式会社と称する。英文では、 <u>ASAHI EITO HOLDINGS CO.,LTD.</u> と表示する。
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 次の物品の製造、加工、輸出入、売買、賃貸。 (1) 陶磁器及び建築用設備機器。 (2) 化成品を使用した製品及びその他有機化学製品。 (3) 家庭用電気機械器具及びその他家庭用品。 (4) 家具、事務用機器、木製品、装飾品、日用雑貨品、繊維製品、ガラス製品。 (5) 電気用・理化学用・工業用セラミック製品。 (6) 建築材料、土木資材、緑化造園材料。 (7) 金属製品、金属加工品。 (8) 医療・保健・衛生・福祉介護用機械器具及び用具。	(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むこと並びに次の事業を営む会社(外国会社を含む。)、 <u>その他の法人等の株式又は持分を保有することにより、当該会社等の事業活動を支配、管理すること及びこれらに関連又は附帯する一切の事業を営むことを目的とする。</u> 1. <u>以下に掲げるもの及びその部品の設計、建造、製造、据付、修理、解体、販売、輸出入、賃貸借並びにその他の役務の提供に関する事業</u> (1) 陶磁器及び建築用設備機器。 (2) 化成品を使用した製品及びその他有機化学製品。 (3) 家庭用電気機械器具及びその他家庭用品。 (4) 家具、木製品、装飾品、日用雑貨品、繊維製品、ガラス製品。

- (9) 空気清浄・水質浄化・その他公害防止用機械器具。
2. 不動産の売買、賃貸、管理、保有、運営及びその代理、仲介。
3. 建築工事、設備工事、管工事、機械器具の設置工事、その他建設工事の企画、設計、施工、請負、監理に関する事業。
4. 介護保険法に基づく次の事業。
- (1) 介護保険法に基づく居宅サービス事業。
- (2) 介護保険法に基づく介護予防サービス事業。
- (3) 介護保険法に基づく居宅介護支援事業。
- (4) 介護保険法に基づく地域密着型サービス事業。
- (5) 介護保険法に基づく地域密着型介護予防サービス事業。
5. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく次の事業。
- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業。
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業。
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業。
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業。
6. 次の旅客自動車運送事業。
- (1) 一般乗用旅客自動車運送事業。
- (2) 特定乗用旅客自動車運送事業。
7. 発電、売電及び電力の小売りに関する業務
8. 前各号に関連する調査・研究開発・コンサルティングの受託。
9. 前各号に付帯または関連する一切の事業。

- (5) 電気用・理化学用・工業用セラミック製品。
- (6) 建築材料、土木資材、緑化造園材料。
- (7) 金属製品、金属加工品。
- (8) 医療・保健・衛生・福祉介護用機械器具及び用具。
- (9) 空気清浄・水質浄化・その他公害防止用機械器具。
- (10) ユニットバス、システムトイレ等建築用住宅関連設備機器。
- (11) 各種水栓、配管及び継手。
- (12) 建物その他の構築物及びその部材。
- (13) 空調設備機器、厨房設備機器等各種建築物に関連する設備機器。
- (14) 合成樹脂、合成ゴム、合成皮革及びその他の可塑性。
- (15) 事務機器、安全防災機器及び公害防止関連機器並びにこれらに関連する器材。
- (16) 美容、理容、介護、衛生に関する機器。
- (17) 新エネルギー発電システム並びに新エネルギー応用製品。
- (18) 電池・電池応用製品その他の化学・金属製品。
- (19) 電気自動車、その部品及び充電設備。
- (20) 情報機器。
- (21) 通信機器。
2. 前各号に掲げる製品、その原料、材料の製造、販売及び輸出入
3. 前各号に掲げる製品、原材料等の研究開発、設計及び諸権利の貸借及び売買。
4. 建築工事、設備工事、管工事、機械器具の設置工事、内装工事その他建設工事の企画、設計、施工、請負、監理に関する事業。
5. 各種建築物、構築物の増改築及びリフォーム工事に関する事業。
6. 不動産の売買、賃貸、管理、保有、運営及びその代理、仲介。
7. 貨物運送取扱事業及び倉庫業。
8. 介護保険法に基づく各種介護に関する

事業。

9. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業。

10. 旅客自動車運送事業。

11. 発電、売電及び電力の小売りに関する業務。

12. 労働者派遣事業及び有料職業紹介事業。

13. 特定技能外国人支援事業及び紹介事業。

14. 外国人研修生の受け入れに関する仲介及び手続の代行に関する事業。

15. 学校、教育教室等の企画、アドバイザー及び経営。

16. インターネットを利用した学習塾の経営。

17. 翻訳業及び通訳業。

18. 電気通信事業法に基づく電気通信事業。

19. 情報の収集、分析、管理及び情報処理サービス並びに情報提供サービス。

20. インターネットのウェブ・コンテンツの企画、開発、制作、配信。

21. インターネット等を利用したデジタル情報配信サービスに関する人材育成及び教育。

22. インターネット等のオンラインを利用した市場調査、宣伝及び広告等の受託。

23. 各種ビジネス情報のデータベース化と提供サービス事業。

24. インターネット等のネットワークを利用した商品の売買システムの設計、開発、運用及び保守。

25. インターネット等を通じた通信販売業務。

26. アプリケーションソフトの企画、開発、運用、リース、販売及び保守、点検。

27. 電子決済システムの企画、開発、運用、リース、販売及び保守、点検。

28. 金融商品取引法に基づく金融事業。

29. 総合リース業、ファクタリング業並びに金銭の貸付業。

30. 各種金融商品の運用、投資、売買、保有、企画、開発、販売及び管理。

	<p><u>3 1. 各種企画、アドバイザー及びコンサルテ ィング事業。</u></p> <p><u>3 2. 経営上必要な事業への投融資、債務保 証。</u></p> <p>4. 前各号に関連する調査・研究開発・コンサルテ ィングの受託。</p>
<p>第3条～第5条 (省略) (発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>900万株</u>とする。</p>	<p>第3条～第5条 (現行とおり) (発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>2,000万株</u>とする。</p>
<p>第7条～第15条 (省略) <u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提 供)</u></p>	<p>第7条～第15条 (現行とおり) <削除></p>
<p><u>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参 考書類、事業報告及び計算書類に記載または表示をすべ き事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いイ ンターネットを利用する方法で開示することにより、株 主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	<p><削除></p>
<p><新設></p>	<p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p><u>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参 考書類、事業報告及び計算書類に記載または表 示をすべき事項に係る情報について、電子提供 措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で 定めるものの全部又は一部について、議決権の 基準日までに書面交付請求した株主に対して 交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
<p>第17条～第34条 (省略) <新設></p>	<p>第17条～第34条 (現行とおり) (附則)</p> <p>第1条 現行定款第1条(商号)、第2条(目的)及び第 6条(発行可能株式総数)の変更は、第72回定時株主 総会に付議される「新設分割承認の件」が原案どおり 承認可決されること及び当該新設分割計画に基づく新 設分割の効力が発生することを条件として、当該新設 分割の効力発生日に、効力が生じるものとする。</p> <p>2 本条は、前項に定める新設分割の効力発生日の経過</p>

をもって削除する。

第2条 2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は、なお効力を有する。

2 本条は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

以上